

## 国立大学法人千葉大学学長の任期に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項に基づき国立大学法人千葉大学長(以下「学長」という。)の任期に関し、必要な事項を定める。

### (任期)

第2条 学長の任期は4年とし、国立大学法人千葉大学学長選考規程に定める選考手続を経て、再任することができる。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

### (改正の手続)

第3条 この規程は、国立大学法人千葉大学学長選考・監察会議において出席者の3分の2以上の同意を得なければ、改正することができない。

### 附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に学長である者に対する第2条の適用については、同条ただし書中「8年」とあるのは「7年」と読み替えるものとする。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。